

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	51 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年3月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が学生時代の平成9年3月までの保険料も母親が納付してきた。送付されて来た納付書によって国民年金保険料を未納がないように銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、子が学生である期間の保険料の納付は親の義務であるとしており、申立人の弟が学生であった期間の保険料についても、すべて納付したとしているところ、その弟の保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人及びその母親の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも複数回適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2515

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和51年7月

私は、昭和46年12月に父親に勧められて国民年金に加入した。結婚後も任意加入し、自分で国民年金保険料を納付していた。53年か54年ごろ、近所で国民年金保険料の納付記録を確認しておいた方がいいと聞いたので、市役所へ行った。その際対応した女性の職員から「大丈夫です。」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月、申立期間②は1か月とそれぞれ短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、申立期間②の直後に転居したこと以外には生活状況に特段変化は認められないことから、任意加入途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人が申立期間②の直後に転居した市では、申立期間後の国民年金保険料から賦課が開始されていることから、申立期間②の保険料は転居前の市で納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、加入期間においては申立期間以外に未納がない上、住所変更手続も適切に行っており、申立人の勧めにより国民年金に任意加入したとする友人の証言もあるなど、国民年金に関する意識や保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2516

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月

私の国民年金については、昭和48年12月末に会社を退職したため、空白期間ができないように、直後の49年1月に区役所に行き、自ら加入手続を行った。

国民年金保険料については、再就職後に厚生年金保険に加入するまでの間、私が区役所の窓口で納付していた。

きちんと納めていたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月末に会社を退職した後、再就職までの間、未加入期間が生じないように、直ちに国民年金に加入したとしているところ、申立人が加入手続を行ったのは、前後の任意加入者の資格取得日から49年1月であることが推認され、この申立人の主張に特段不合理な点は認められない上、申立人は、国民年金の加入に当たって明確な動機を有していることから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和49年4月に再就職し厚生年金保険に加入したことに伴い、重複して納付された49年4月及び同年5月の2か月分の国民年金保険料が同年8月に還付されたことが記録上確認できるが、仮に申立期間の保険料が未納であれば、当該還付金はこれに充当されるべきところ、充当された記録が見当たらないことから、この時点において申立期間の保険料は納付済みであったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付している上、結婚後も国民

年金に任意加入し保険料を納付していることなどから、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、22 歳の時に職場の人から、20 歳から国民年金保険料を納付しないと将来の年金額が少なくなるということを聞き、母親に国民年金の加入手続と同時に過去の未納分の保険料をすべて納付するように手続を依頼した。母親が、国民年金の加入手続と同時にさかのぼれる保険料を分割ですべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、さかのぼれる国民年金保険料をすべて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であったことから、申立期間に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「娘（申立人）に頼まれて、国民年金の加入手続を近所の市支所で行い、その後納付書が送付されたので、未納がないように取引のあった金融機関か支所で納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私が22歳になった平成5年に、私の母親が市役所で行ってくれた。その前後に、市役所又は社会保険事務所から、20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付することができる旨の通知が送付されてきたので、母親が、市役所又は郵便局で、申立期間の保険料を一括して納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の母親は、国民年金の加入動機が明確であり、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ詳細に記憶している上、申立人の母親が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を過年度納付した場合の金額とほぼ一致している。

また、申立期間当時、申立人の両親は、共働きであり、申立期間の保険料をまとめて納付するだけの資力は、十分あったと認められる。

さらに、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、将来のことを考えて昭和52年11月に国民年金の加入を行った。その後、国民年金保険料を欠かさず納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入しているとともに、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間及び49年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から47年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

私は、昭和47年の春ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、どのように保険料を納付したか分からないが、保険料月額は500円ぐらいだったと記憶している。

申立期間②については、昭和48年11月に結婚した際、転居先の市役所で国民年金の住所変更及び資格変更手続を行った上で、引き続き国民年金に加入し保険料も納付してきた。49年1月に就職したが、1か月間の勤務で退職したため、国民年金保険料はその間も含め継続して納付していた。保険料の月額は980円ぐらいだったと記憶している。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。また、49年1月の国民年金保険料については、厚生年金保険料と重複して納付していたため還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と短期間である上、その前後の国民年金保険料は納付済みとされているとともに、申立人は、昭和48年11月の結婚の際、住所変更及び任意加入への資格変更手続を適切に行っていることなどから、その直後から保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料の未納は無く、前納も行っていることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 47 年の春ごろに国民年金の加入手続を行い、資格取得日とされている 46 年 6 月から保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳は 47 年 3 月に発行されており、申立人の主張どおり加入手続が行われたことが確認できるものの、申立人は、厚生年金保険を脱退した 45 年 12 月から 5 か月以上経過した後の 46 年 6 月 29 日を国民年金の資格取得日とした経緯や、加入手続を行った後に保険料をさかのぼって納付したか否かについての記憶が定かでなく、納付状況が不明確であることから、申立期間①については、申立人は、加入手続を行った直後の 47 年 4 月から保険料を納付したと考えるのが自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 49 年 1 月は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年3月まで

私は、夫と一緒に勤めていた会社を昭和58年11月に夫婦が同時に退職した後、夫と共に国民年金に加入した。

夫婦二人の加入手続及び保険料の納付については、すべて私が行い、夫婦が同時に保険料を納付していたのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、夫の分を含めて申立人が行ったとしているところ、ほぼ同時期に申立人とその夫の加入手続が行われたことが確認できるとともに、その夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

また、保険料が納付済みとされている期間のうち、納付した日が確認できるものについては、その大半が夫婦が同日に納付されていることが確認でき、申立人の主張には特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立期間は1回、かつ5か月と短期間である上、申立人は国民年金加入手続後においては、保険料の未納はなく、その後の第3号被保険者と第1号被保険者との切替手続を適切に行い、60歳後は任意加入するなど国民年金に対する意識は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2522

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 12 月まで

私は、市役所から国民年金に加入できるようになったから加入するように案内が届いたことを契機に市役所の支所で加入手続を行った。加入手続の際に、窓口の職員から、資格取得時までさかのぼって保険料を納付できると勧められたので、数回に分けて過去の保険料を同支所内の金融機関や郵便局で納付した。国民年金保険料については、未納がないようにすべて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、加入手続の際に、窓口の職員から資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められた時の状況を具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年2月まで

私の父親は、申立期間当時、大学生であった私の国民年金の加入手続を行った。その後、私の父親又は母親は、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。私の両親は、私の兄についても大学時代の保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間の前後の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその父親の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない上、その父親は、申立期間当時、厚生年金保険における標準報酬月額が最高等級であったことなど、保険料を納付する資力が十分にあったことが推認することができることから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立人の両親が、申立人の兄の大学時代の国民年金保険料も納付していたと述べているところ、その兄は大学生であった時期の保険料が納付済みとされている。

さらに、申立期間は1回、かつ10か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、姉の仕事を手伝うため、昭和42年7月に会社を辞めた。その後、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ったが、その時期については分からない。

国民年金保険料については、私が毎月母親に預け、母親が当時同居していた姉の保険料と一緒に自宅に来ていた集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、姉の分は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に同居していた姉の仕事を手伝っており、国民年金保険料については姉の分とともに母親に預け、母親が姉妹二人の保険料を集金人に納付したとしているところ、その姉は申立人の主張と同様の証言をしている上、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人と同様に母親を通じて集金人に国民年金保険料を納付していたとしているその姉の保険料は納付済みとなっている事が確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間はいずれも3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、その前後で申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途

中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2525

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、昭和51年9月に会社を退職した後、同年10月に市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書を使用して毎月納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関で納付書を使用して毎月納付していたと主張しているところ、申立人が当時居住していた地域では、金融機関において納付書による過年度の保険料を毎月納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、昭和51年10月から53年3月までの期間の国民年金の保険料月額については、納付済みとなっている53年4月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行われていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和62年1月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、「未納期間があるので、さかのぼって納付した方が良いですよ。」と助言されたことから、数日後に納付できるところまで保険料をさかのぼって金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年1月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年2月に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人が金融機関で納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、複数回にわたり厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで

私は、昭和45年8月に結婚し、それまで勤務していた病院を退職したので、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたが、同区内で転居してからは、口座振替により保険料を納付していたと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年8月から49年3月までについて、45年8月に結婚し、それまで勤務していた病院を退職したので国民年金の加入手続を行ったとする申立内容に不自然さはみられず、申立人は、申立期間当時の保険料を納付した際の状況について、鮮明に記憶している上、申立人の述べる保険料額は、その当時の保険料額とほぼ一致している。

また、申立人は、申立期間のうち、申立人の夫が自営業を営み、国民年金に加入していた昭和45年9月から46年9月までの期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、その夫は同期間の保険料が納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和45年6月から同年7月までの期間については、申立人は、共済組合に加入していたことが確認でき、申立人は、45年8月に結婚し、それまで勤務していた病院を退職したので国民年金に加入

したと主張していることから、同期間については共済組合期間との認識であったと考えるのが自然であり、同期間を国民年金加入期間であるとして、保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年4月ごろに母親から国民年金に加入するよう強く勧められて、母親と一緒に市役所へ行き、加入手続をした。手続後、国民年金保険料を一括で納付すれば安くなると窓口で言われたので、10万円くらいを納付したにもかかわらず、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立人及びその母親が納付したとする納付金額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の父親は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付できる十分な資力があったものと推認できるとともに、その父親は、「当時、妻から息子（申立人）が20歳を過ぎたので、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきたと聞いた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの期間、元年 7 月から 2 年 3 月までの期間及び 2 年 5 月から 4 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 7 月から 2 年 3 月まで
③ 平成 2 年 5 月から 4 年 8 月まで

私の国民年金の加入手続については、いつだれが行ったか記憶が定かではないが、結婚後においては、妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料を計上した確定申告書の控を所持している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③については、いずれもその前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①から③の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①のうち平成元年 1 月から同年 3 月までの期間、申立期間②及び③については、申立人の平成元年分から同 4 年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に国民年金保険料支払額が計上されており、その金額は、申立期間当時の夫婦二人で支払われるべき保険料額に一致している。

さらに、申立期間①のうち昭和 63 年 6 月から同年 12 月までの期間についても、申立人の昭和 63 年分の確定申告書（控）には国民年金保険料と国民健康保険料等を合算した社会保険料控除額が計上されており、その内訳は不明であるものの、課税所得金額等からみて国民健康保険料のみが計上されているとは考えにくいことから、平成元年分と同様に国民年金保険料に相当す

る金額も計上されていると考えるのが自然である。

加えて、申立人は昭和 50 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、特例納付制度を活用するなどして 46 年 9 月までさかのぼって未納となっていた国民年金保険料を納付していることが確認できる上、加入手続を行った以降においては、申立期間を除いて保険料の未納はなく、保険料の納付意欲は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの期間、平成元年 7 月から 2 年 3 月までの期間及び 2 年 5 月から 4 年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2530

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、夫に勧められたので、申立期間当時居住していた区の出張所で国民年金の加入手続を行った。

私は、国民年金に加入以来、保険料は欠かさず納付してきたはずなので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き、60歳に到達するまでの30年以上に渡り、国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和41年4月に発行されていることが確認できるが、その時点では、申立期間は、過年度納付によっても保険料を納付することが可能な期間であり、保険料の納付意識が高かったと認められる申立人が、わずか1年のみの申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2531

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私は、昭和 62 年 12 月ごろ国民年金の加入手続を行った。後日郵送されてきた納付書で、62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を、市役所の支所の窓口で一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年保険料を、市役所の支所の窓口で一括して納付したと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する被保険者名簿によると、62 年 9 月から 63 年 2 月までの保険料は同一日に納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間 1 か月のみの保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人が、まとめて納付したと主張する国民年金保険料の金額は、昭和 62 年度の 7 か月分の保険料の合計金額とほぼ一致している上、申立期間の前後の保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2532

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月まで

昭和 55 年度の国民年金保険料は、昭和 55 年 4 月に一年分前納したが、同年 12 月から会社に勤め、厚生年金保険の被保険者になった。申立期間の国民年金保険料は 58 年に還付されたとのことだが、還付された覚えはないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する国民年金保険料の領収証書により、昭和 55 年度の国民年金保険料を前納したことが確認できるとともに、申立人は、昭和 55 年 12 月より厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立人が主張するとおり、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことが認められる。

また、申立期間直前の昭和 55 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料の納付記録は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 20 年に未納期間から納付済期間に訂正されている上、申立人が申立期間の保険料を納付した当時居住していた市の市町村名簿によると、申立期間を含む昭和 55 年度の保険料については、還付が行われた記録だけでなく、保険料が納付された記録も確認できないことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は国民年金の加入期間について未納はなく、国民年金保険料のほとんどを前納していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から45年3月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私が結婚するまでの間、私の国民年金保険料をずっと納付していた。父親は、申立期間当時、集金人に自身の保険料と一緒に同居していた母親、兄、姉、私の5人分の保険料を納付していたはずであり、申立期間について、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立期間当時、自身の国民年金保険料と一緒に同居していた申立人の母親、兄、姉及び申立人の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の両親、兄及び姉の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の姉は、申立期間当時、申立人の父親が、家族全員分の国民年金保険料をすべて納付していたと証言している。

さらに、申立期間は1回、かつ13か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から同年12月まで

私は、会社の同僚から国民年金に加入できることを聞き、国民年金の任意加入と付加年金の加入手続を行った。その後、付加保険料も含めて国民年金保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとされており、申立人は、その前後を通じて住所及び仕事の変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は、任意加入中、かつ3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、付加保険料は定額保険料を納期限内に納付した場合に納めることができるものであるが、申立人の特殊台帳によると、現に付加保険料が納付済みである昭和53年4月から同年6月までの保険料が、過年度納付されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、勤務先の会社を退職後、昭和45年1月に両親と同居するため、妻と一緒に実家へ転居した。私の妻は、すぐに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻が所持している領収書によると、申立期間直後の期間について、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できる上、その妻は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの保険料が納付済みとされていることを考え併せると、同期間について、申立人の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和45年1月から49年3月までの期間については、申立人は、申立人の妻が、45年1月に転居先の区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、その妻の所持する国民年金手帳及び特殊台帳によると、50年11月に同区役所で住所変更手続きがなされていることから、申立内容と合致しない上、その時点で、同期間の

大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻も申立期間のうち、昭和45年1月から49年3月までの保険料が未納とされている。

さらに、申立期間のうち、昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2536

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月

私は、昭和47年5月に国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、集金人に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、昭和47年5月に国民年金に任意加入しているにもかかわらず、加入月である同年同月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後は未納期間は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2537

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、亡くなった私の兄が行ってくれた。国民年金保険料は、現住所地に転居する前は、義姉に納付してもらい、転居後は、市役所から納付書が送付されてきたので、私が納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和 44 年度から 46 年度までの期間の国民年金保険料が、昭和 50 年 1 月に第 2 回特例納付により納付されていることが確認できるが、この時点においても、申立期間の保険料は、特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付することが可能であり、保険料の納付意欲が高いと考えられる申立人が、申立期間の 2 年のみを未納とすることは考え難く、現に、昭和 43 年度以前の 3 年間についても保険料をさかのぼって納付している形跡が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 9 月に会社を退職してすぐに市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料について納付方法等は憶えていないが、昭和 52 年、54 年及び 55 年の確定申告書を所持しており、社会保険料控除欄に当該期間に納付した国民年金保険料の金額が記載されている。間違いなく納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から 55 年 12 月までの期間について、申立人は当時の確定申告書を所持しており、社会保険料控除欄に当該申立期間分の国民年金保険料とおおむね一致する支払額が記載されている。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの期間について、申立人は確定申告書を所持していないところ、前後の期間の確定申告書には、当時の保険料の支払額が記載されていることから、当該期間の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 52 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと
認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、申立期間当時、2か月に一回、郵便局で国民年金保険料を納付していた。また、昭和56年4月からは付加保険料も一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、2か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる2か月分の保険料額は、申立期間当時の付加保険料を含めた保険料額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、結婚後、国民年金に任意加入している上、昭和56年4月に付加年金に加入し、付加保険料を納付していることや、申立人は、申立期間当時、住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、保険料の納付意識が高かった申立人が、途中から保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

加えて、申立人の特殊台帳によると、昭和44年4月から同年8月までの期間について、当初、保険料が未納とされていたが、その後、未納から納付済みに納付記録が訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 37 年 8 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月まで

私の父親は、昭和 36 年ごろ、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。実家で農業に従事していた父親は、毎年 10 月に農作物の収穫が終わり、その時に得た収入により、税金等をまとめて納付していたので、国民年金保険料も同様に、その時に一括して納付していたと思う。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、35 年 11 月に申立人とその父親が居住していた町で払い出されている上、同町役場が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人が 35 年 10 月に国民年金の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その父親は、昭和 36 年 4 月に十年年金に加入している上、保険料を完納しており、納付意識の高かったその父親が、申立人の国民年金の加入手続を行っておきながら、申立期間の保険料を一度も納付しなかったとは考え難い。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和 38 年 8 月に他県へ転出した旨の記載がありながら、その後の昭和 40 年度までの納付状況が記録されているなど、不自然なものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 6 月から 37 年 7 月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年1月までの期間及び51年9月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年1月まで
② 昭和51年9月から52年9月まで

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、すべて私の母親が行っていた。具体的なことは分からないが、昔の領収書が残っていたので、申し立てている期間については、母親が保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、10か月と短期間である。

また、申立期間①直前の昭和47年4月から49年3月までの期間については、申立人の特殊台帳及び申立人が所持する領収書によると、第3回特例納付により国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、申立期間①は強制加入期間であることから、申立期間①の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

さらに、申立期間①直前の昭和49年3月の国民年金保険料の納付記録は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成21年2月5日に未納期間から納付済期間に記録が変更されている上、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳には間違った資格取得日及び資格喪失日が記載されていたが、その後訂正されていることが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 申立期間②については、13か月とおおむね短期間である。

また、申立期間②のうち、昭和 51 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人の国民年金の資格取得手続が 54 年 1 月ごろに行われていることから、この時点で当該期間の保険料を納付することは可能であり、国民年金の保険料月額、申立人が所持する領収書によって過年度納付していることが確認できる 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②のうち、昭和 52 年 1 月から同年 9 月までの期間については、申立人の特殊台帳及び申立人が所持する領収書から、保険料が還付されていることが確認できるが、当該期間については申立人は国民年金の強制加入被保険者であったにもかかわらず、申立期間①と同様に申立人の資格取得日及び資格喪失日について行政側において誤った記録管理がなされたため保険料の還付手続が行われたものと認められることから、当該期間の保険料が納付されていたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、市役所内の銀行の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。その後、経営していた店を法人化し、厚生年金保険に加入するまでの間、ずっと保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、市役所内の銀行の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時から居住している市では、その当時、市役所の庁舎内に申立人の述べる銀行の派出所が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から51年1月まで

私は、昭和47年ごろ大学時代の友人に国民年金の加入を勧められ、その友人と同時期に国民年金の任意加入手続を行った。保険料が500円台の時期に区役所で加入手続を行ったこと、加入してまもなく保険料が800円ぐらいに値上がりしたこと、また、付加年金の話も聞いていたが付加年金には加入しなかったことを憶えている。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに国民年金の加入手続を行った際の状況、当初納付していたとする保険料やその後保険料が値上がりしたことなどを具体的に記憶しており、当初納付したとする保険料額も当時の金額とほぼ一致していることから申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の友人は、昭和47年11月に国民年金に任意加入している上、「私が、申立人に国民年金の加入を勧めた。申立人は、すぐに手続したと言っていたので、私と同時期に加入していたはずである。」と証言していることから申立内容と一致する。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月14日から同年2月14日まで

A社に派遣されていた期間が、船員手帳の記録ではB丸の雇止年月日が昭和54年2月13日となっており、その翌日の2月14日が資格喪失日になるはずであるが、社会保険庁の記録では1月14日となっている。当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

派遣元であるC社から提出された申立人の乗船記録や船員手帳に記載されているB丸の雇止年月日、同手帳の官庁公認印欄の日付から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和54年4月6日にD社に商号変更し、平成7年7月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び役員の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事業が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和57年7月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月30日から57年7月31日まで
私は、昭和38年3月1日にA社に再就職をしてから57年7月30日に会社が倒産するまで工場長として勤務した。社会保険庁の記録では、資格喪失日が、昭和56年9月30日となっている。健康保険証も持って勤務していたので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における資格喪失日は昭和56年9月30日となっている。

しかし、申立人の主張及び部下の証言から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が管理している被保険者原票には、申立人に対して昭和56年12月26日に健康保険証の再交付が行われたことが記録されている。

さらに昭和57年3月31日までを期限とする健康保険証も更新されている記録があることから、申立人が56年9月30日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和57年7月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年8月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における資格喪失日に係る記録を平成7年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月30日から12月1日まで
② 平成8年6月30日から同年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入期間を照会したところ、平成7年11月30日から同年12月1日までの期間及び8年6月30日から同年8月までの期間の加入記録が無い旨の回答があったが、A社には、昭和50年3月1日から平成8年8月に会社が倒産するまで働いていた。退職するまで厚生年金保険の保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は社会保険料の控除は翌月控除方式であったところ、申立人が提出した給与明細書（平成7年12月）において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は継続してA社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事が認められる。

また、申立期間①についての標準報酬月額は、給与明細書の保険料控除

額から判断して53万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は、平成7年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年12月1日に再び適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所としての記録は無い。しかし、同社は法人の事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める、適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと記憶していると述べているが、申立人の申立期間①において適用事業所に該当していながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、平成8年7月まで給与から厚生年金保険料を控除されていたとして申立てているが、社会保険庁の記録によれば、A社は、同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人も同日に資格喪失している。

また、申立人は、平成8年6月30日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得しており、申立人の妻が記録していた家計簿にも、同日に、資格取得の記録がある。

さらに社会保険事務所の記録により、厚生年金保険の被保険者でなくなった日（平成8年6月30日）に、国民年金保険に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の雇用保険支給台帳の記録によれば、離職日が平成8年6月25日と記録されており、求職者給付金を受給していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年1月31日まで
私の厚生年金保険記録について照会したところ、申立期間について、標準報酬月額が26万円に訂正されている。しかし、給与明細書を確認すると申立期間当時41万円の給与額となっており、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間の給与明細書から、申立人はその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人がA社の被保険者資格を喪失した平成5年2月20日の約1年後である6年2月23日に、申立人の標準報酬月額が、4年12月1日にさかのぼって41万円から26万円に減額されていることが確認できる上、申立人を除く二人についてもさかのぼって標準報酬月額の減額処理がなされているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、閉鎖登記簿謄本から、昭和62年1月24日から平成4年1月31日までの期間はA社の取締役であったが、それ以降は同社の役員でないことが確認できる上、厚生年金保険被保険者記録から、減額処理がなされた時点には、別会社に勤務していることが確認できることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である 41 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を49万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から49万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から25万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を37万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から45万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から同年9月までの期間は44万円、4年10月から5年11月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年12月11日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成4年3月から5年11月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、当時の給与支払明細書では44万円及び47万円の等級に相当する保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された給与明細書により、平成4年3月から同年9月までは標準報酬月額44万円、4年10月から5年11月までは標準報酬月額47万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初、平成4年3月から同年9月までは44万円、4年10月から5年11月までは47万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所において資格喪失した日（平成5年12月11日）の後の6年4月7日付けで、20万円に引き下げられていることが確認できる上、5年10月1日以降に、当該事業所において資格喪失をした者85名中、25名についても申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、当時の取締役は、「会社の経営が悪化し、社会保険料や市民税及び所得税などの滞納があり、社長は社会保険事務所と交渉していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年3月から同年9月までは44万円、4年10月から5年11月までの期間は47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで

私が勤務していたA社が昭和42年9月1日に関連会社のB社を立ち上げ、自分はB社に移籍した。A社には同年9月1日まで勤務し給与の支払を受けていたのに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、A社の資格喪失年月日が昭和42年7月21日とされ、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得がいかない。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の取締役から、「申立人がB社に移籍するまでA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」との証言が得られた。

さらに、B社と同じ日に、A社がC県に立ち上げたD社にA社から移籍した従業員の厚生年金保険被保険者資格には、欠落期間が見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を51万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から51万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を52万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から52万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年12月10日の標準賞与額に係る記録を30万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

私は、A社に勤務していたが、平成16年12月の賞与について、厚生年金保険料は給与から控除されているのに、年金記録がないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社で保管されている賃金台帳及び申立人所持の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の賞与額から30万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年10月11日に、資格喪失日に係る記録を55年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月11日から55年3月11日まで
社会保険庁の記録で、A社に勤務していた5か月の厚生年金保険被保険者期間が欠落していたので、同社に問い合わせた結果、和解に至り補填金が支払われたが、被保険者期間が欠落したままであり、申立期間は同社に勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和51年12月1日から52年6月1日までの期間及び53年7月12日から54年1月12日までの期間については、A社において厚生年金保険の被保険者となっており、雇用保険の記録も厚生年金保険の記録と一致しているところ、申立期間については、雇用保険に加入しているものの、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

また、申立期間について、申立人は「A社から補填金を受け取った。」と述べているところ、申立人の保管するA社の「厚生年金老齢給付補填金振込みのご連絡」の写しから、同社が申立人に対して、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことについて「厚生年金老齢給付補填金」を支払ったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の証言及び申立人のA社に係る昭和53年12月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年10月から55年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年3月から同年9月までの期間は41万円、4年10月から6年1月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年2月4日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成4年3月から6年1月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、当時の給与支払明細書では41万円及び44万円の等級に相当する保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された給与明細書により、平成4年3月から同年9月までは標準報酬月額41万円、4年10月から6年1月までは標準報酬月額44万円、に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初、平成4年3月から同年9月までは41万円、4年10月から6年1月までは44万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所において資格喪失した日（平成6年2月4日）の後の6年4月7日付けで、20万円に引き下げられていることが確認できる上、5年10月1日以降に当該事業所において資格喪失をした者85名中、25名についても申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、当時の取締役は、「会社の経営が悪化し、社会保険料や市民税及び所得税などの滞納があり、社長は社会保険事務所と交渉していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年3月から同年9月までは41万円、4年10月から6年1月までの期間は44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年4月1日まで
社会保険庁からの連絡により、平成7年8月1日から9年4月1日までの期間に係る標準報酬月額が、同年5月9日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年4月30日以降の同年5月9日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に訂正されている上、申立人を除く7名についても申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年8月及び同年9月は28万円、7年10月から8年9月までは32万円、8年11月から9年4月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から8年10月1日まで
② 平成8年11月1日から9年5月9日まで

平成7年8月1日から9年5月9日までの厚生年金加入期間について照会したところ、7年8月1日から8年6月30日までの期間については、標準報酬月額が28万円又は32万円から14万2,000円に訂正され、さらに同年7月1日から同年9月30日までの期間については、32万円から28万円に訂正されている。また、平成8年11月1日から9年5月9日までの期間については、28万円から14万2,000円に訂正されている。私は、当時30万円ぐらいの給与があり、申立期間の標準報酬月額の減額は納得できないので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成7年8月及び同年9月は28万円、7年10月から8年9月までは32万円、8年11月から9年4月までは28万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成9年5月9日）に、8年11月から9年4月までの期間に係る標準報酬月額が14万2,000円に訂正され、その後の9年9月2日付けで、上記の訂正処理が取り消され、7年8月から8年6月までの期間に係る標準報酬月額が14万2,000円、8年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額が28万円、8年11月から9年4月までの期間に係る標準報酬月額が14万

2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人以外の従業員 7 名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

しかし、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 7 年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、7 年 10 月から 8 年 9 月までは 32 万円、8 年 11 月から 9 年 4 月までは 28 万円にすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月22日から同年7月1日まで

私は昭和40年4月1日にA社（現在は、D社）に入社し、同年6月22日付けで親会社であるB社C事業所へ出向したが、出向直後の1か月間が未加入になっている。

人事記録から私の継続勤務が確認できるので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録、D社が保管している人事記録、B社が保管している人事記録及び被保険者資格取得確認通知書から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（昭和40年6月22日にA社E事業所からB社C事業所へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年7月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の入社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 1376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から同年11月1日まで

私は、A社に、昭和39年4月に入社し、平成4年6月に退職するまで継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、昭和45年10月1日から11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間については、11月1日に本社に異動するまで引き続き同社B事業所に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職証明書及び雇用保険の加入記録、同僚の証言等から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年11月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格喪失前の昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該保険料に係る納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成8年4月から同年9月までは26万円、8年10月から9年3月までは32万円、9年4月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年5月31日まで
社会保険庁の記録では、私がA社に勤務した、平成8年4月1日から9年5月31日までの期間の標準報酬月額が13万4,000円に引き下げられている。

しかし、自分の給与は月額25万円から30万円くらいあったはずなのに、それと比べて標準報酬月額が著しく低い金額になっていることに、納得がいかない。

給与明細書は無いが、調査の上申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成8年4月から同年9月までは26万円、8年10月から9年3月までは32万円、9年4月は24万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年6月30日）の後の同年7月18日付けで、申立期間のうち8年10月から9年4月までの期間に係る標準報酬月額が13万4,000円に訂正（減額）されていることが確認できる。

また、上記訂正処理日後の同年9月5日付けで、上記訂正処理を取消し、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に引き下げていることが確

認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である、平成8年4月から同年9月までは26万円、8年10月から9年3月までは32万円、9年4月は24万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B支店で昭和51年5月31日に資格を喪失し、C社で同年6月1日に資格取得となっており、厚生年金保険の被保険者期間が途切れている。実際には分社化した子会社への異動であり、本来継続加入となるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員基本情報及び雇用保険の記録により、申立人がA社B支店に継続して勤務（昭和51年6月1日に同社同支店からC社に異動）していることが認められる。

また、申立人より提出された昭和51年6月分の賃金明細書から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の提出した賃金明細書から19万円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から61年3月まで

私は、昭和53年10月に結婚し、その当時、国民年金に加入していた夫には国民年金保険料の納付書が郵送されてきたものの、私の納付書は郵送されなかったので、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和53年10月の結婚後、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと述べていたが、その後、61年4月ごろに加入手続を行ったかもしれないと述べるなど、国民年金の加入手続時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月ごろに払い出されている上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳には、国民年金の資格取得時期が61年4月となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 9 月まで

私が昭和 42 年 4 月に叔父の家で家事手伝いを始めたころ、叔父が私の国民年金の加入手続を行い、私が 47 年 10 月に結婚して、叔父の家を出るまでの間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の叔父が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の叔父は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「叔父から自分の国民年金手帳を受け取ったり、保険料の納付に関する話を聞いた覚えはない。」と証言している上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月に払い出されていることが推認でき、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から同年9月まで

私は、平成元年6月に私の夫が勤務先の会社を退職し、退職後1、2か月してから、夫と一緒に区役所の支所に年金手帳を持参し、国民年金の種別変更の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫が支払ったはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間直後で、申立人の夫が厚生年金保険加入中の平成元年10月から5年10月までの期間について、8年1月に3号特例の処理が行われたことにより、国民年金の3号未納から第3号特例納付に変更されたことが確認できる一方、その夫が未加入期間である申立期間は、3号特例の処理により3号未納から未納期間に変更され、申立期間当時は、国民年金保険料を納付する必要がない第3号被保険者期間であったことが推認できるとともに、8年1月の時点でも、時効により保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2547

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から同年9月まで

私は、平成元年6月勤務していた会社を退職後、1、2か月してから、厚生年金保険から国民年金へ切り替える必要があることを知り、妻と一緒に区役所の支所で、年金手帳を持参し手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、支払ったはずであるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、1、2か月して、市役所の支所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であり、当時の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人は、切替手続に際して、年金手帳を持参したと述べているが、申立人が所持する年金手帳には、申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記載が無く、ほかに切替手続を行った形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、元妻の母親に勧められたので、昭和47年3月に転居後、町役場で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を自宅に来た集金人に毎月、一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻の母親に勧められたので、昭和47年3月に転居後、町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人の国民年金加入手続は、50年12月に行われたと推測でき、その時点では、申立期間のうち47年4月から48年9月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付したとすれば、国民年金の加入手続時期からみて過年度納付したことになるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶はないと述べている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している申立人の元妻は、申立期間の大半が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2549

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年3月まで

私が20歳になった昭和48年*月ごろに、私の母親が私の国民年金の加入手続を市役所で行ったはずである。国民年金保険料については、私の母親が納付しており、母親から定額保険料に加えて付加保険料を納付していた話を聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳になったところに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2550

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成7年2月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和50年ごろに妻と一緒に市役所の支所へ行き、国民健康保険の加入手続と併せて行った。56年ごろに転居した際は、妻が私の国民年金の住所変更手続を行い、私と妻の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間について、一緒に保険料を納付していた妻は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の住所変更手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の住所変更手続や保険料の納付方法、納付金額等は分からないとしている上、申立人の保険料の納付等を行ったとする申立人の妻からも事情を聴取することができないことから、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、保険料の納付日が確認できる範囲では、申立人及びその妻の保険料の過半は、同一日に納付されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年12月まで

私は、昭和43年10月に結婚し、夫が自営業で既に国民年金に加入していたので、その当時、自宅に来ていた集金人が自然と国民年金の加入手続を行ったと思う。集金人は、役所の人又は役所から委託を受けた人だったと思う。私は、国民年金に加入後、3か月ごとに集金人に夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。その際に、集金人が領収書をホチキスで年金手帳に留めていた。私は、申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月に自宅に来ていた集金人が自然と国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月に払い出されているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立内容と合致しない上、口頭意見陳述においても、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶がないと述べている。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、3か月ごとに集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 8 月に離婚したことに伴い、同年 9 月に A 市から B 市に転居し、市役所支所で転入手続をした。その際、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続も行った。この時に、市の職員から国民年金保険料については、2 年間さかのぼって納付することができる旨の説明を受けたが、金銭的余裕がなかったので断った。すると、職員から「資格取得は年度初めの 49 年 4 月からにします。」と言われ、納付書を渡されたので、49 年 4 月分の保険料から納付を始めた。その後も、納付書により継続して納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 9 月に A 市から B 市に引越した際、B 市役所支所において転入手続と併せて国民健康保険と国民年金の加入手続を行うとともに、職員から 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付できる旨の案内をされたが断って、同年 4 月を資格取得日として保険料の納付を始めたと主張しているが、申立人は、47 年 11 月から 49 年 4 月まで厚生年金保険に加入していたことから、B 市の職員が申立人に対して、転入手続時に国民年金保険料を 2 年間さかのぼって、納付できるよう案内したとは考え難い。

また、申立人が実際に国民年金の加入手続を行ったのは、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 52 年 2 月と推認されることから、申立人は、52 年 1 月に B 市内で転居したことに伴い、国民年金の加入手続を行い、この時点で B 市の職員から、申立人に対して、2 年間さかのぼって保険料を納付できる旨の案内をした可能性が高いが、申立人は、経済的事情もあり、現年度分として納付可能な 51 年 4 月分の保険料から納付し始めたとするの

が自然である。

さらに、申立人は、49年9月からB市内に居住していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年4月まで

私の母親は、国民年金に加入することは当然との意識があったことから、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、母親が集金人に納付していたように記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとしているところ、申立人自身は当該手続等に直接関与しておらず、その母親は既に他界しており、申立期間について保険料を納付していたことを証言する者も存在しないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間に申立人と同居していた申立人の兄についても、申立期間の保険料は、51年4月分を除いて未納となっている。

さらに、申立人は、加入手続について、自ら行った記憶がないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者から昭和53年12月に加入手続が行われたことが推認でき、申立人の母親が、結婚により他市に別居した申立人のために、わざわざ他市の市役所に行って加入手続をしたとすることは不自然であるとともに、当該加入手続を行った時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年3月まで

私は、勤務先の会社を退職後、昭和45年1月に私の夫の両親と同居するため、夫と一緒に夫の実家へ転居した。私は、すぐに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月に転居先の区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳によると、50年11月に同区役所で住所変更手続がなされていることから、申立内容と合致しない上、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その夫も厚生年金保険に加入していた1か月を除き、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から51年3月まで

私は、昭和44年に長男が生まれたのを契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民健康保険料や国民年金保険料は、夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年2月に夫婦連番で払い出されており、前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年3月ごろであると推認され、その時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料も未納とされている。

さらに、申立人が、最初に受領したとするオレンジ色の国民年金手帳は、昭和49年10月以降に発行されたものであることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2556

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月まで

私が 20 歳になったところに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料について、当時同居し、一緒に働いていた両親は納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親からも加入手続の時期や保険料の納付に係る具体的な証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20 歳になったところに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の記録から、昭和 48 年 12 月ごろと推認できるが、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、結婚後しばらくして国民年金に任意加入したが、その後、夫の会社の年金が良いため、将来生活に困ることはないと考え、資格喪失手続を行った。それからしばらくして、国民年金に再度加入し、加入手続後の国民年金保険料については、市役所から送付されてきた青色の納付書を持って、金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に国民年金に任意加入し、その後資格喪失手続を行ってからしばらくして、国民年金に再度加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金に再度加入した時期や保険料の納付時期、納付金額等に係る記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の資格喪失手続を行ってからしばらくして、再度国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及び申立期間当時申立人が居住していた市が保管する被保険者名簿では、昭和57年1月に資格を喪失した後、61年4月まで国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私の夫は、いつごろかわからないが、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、夫が昭和 36 年 4 月からの保険料をさかのぼって未納がないように納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人共昭和 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付したとする申立人は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人の記録では、昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるが、申立人は、これらの納付を行うことにより 60 歳到達時点で年金受給権を取得することから、当該期間についてのみ特例納付を行ったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私の夫は、いつごろかわからないが、市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、夫が昭和 36 年 4 月からの保険料をさかのぼって未納がないように納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人共昭和 36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間について、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人の記録では、昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できるが、申立人は、これらの納付を行うことにより 60 歳到達時点で年金受給権を取得することから、当該期間についてのみ特例納付を行ったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年2月1日まで
② 昭和31年4月1日から32年2月1日まで
③ 昭和32年4月1日から33年2月1日まで
④ 昭和33年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和30年4月ごろから33年7月ごろまで、A市B町にあったC社に勤務した。当時はD丸という船の船長で、かに漁をしていた現場はA市E町だった。

流氷が接岸している2月から3月は失業保険を受給していたが、それ以外は毎日働いていた。妻も同じ会社に働いており、妻には厚生年金保険の記録があるのに自分の記録が無いことは納得できない。この期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の詳細な記憶及び当時の関係者の証言から、申立人が申立期間に、D丸の船長であったことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、D丸が船員保険の適用船舶であったことは確認できない。

また、申立人は当時の同僚について、その姓しか記憶していないため、同僚から証言を得ることができない。

さらに、申立人は、「妻と同じC社の社員であった。」と述べているが、同社に照会したところ、「当時、同社では、船舶を所有していなかった。」との回答であった。

加えて、社会保険事務所の保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び申立人が姓を挙げたD丸の乗組員3名の氏名の記載

は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を見ると、昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで勤務した A 社における厚生年金保険の加入期間は無かったので、社会保険事務所で記録を確認したところ、上記申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間は、A 社の正社員として営業と事務を兼務していて、その記録が無いというのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元専務取締役の作成した在籍証明書と証言により、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間において昼間部の学生であったと述べている。

また、申立人は A 社に入社した経緯について、「東京の大学に進学するため、父が学費等を負担する交換条件として、父の経営する会社の東京支店の手伝いをする約束であった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の保管する A 社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 42 年 4 月 1 日付けで A 社に入社したと述べているところ、同原票において同年 4 月入社の際はならず、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間における給与明細書や源泉徴収票等の保険料控除を確認できる資料が無い。

また、申立人の希望から、A 社の元同僚への聞き取り調査ができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月15日まで

私は昭和18年にA県立B商業高校3年に所属し、学徒動員令によりC社（現在は、D社）E製作所に入所。1か月の教育訓練を経て同社F工場において、戦闘機の組立作業に従事していた。同じ職場には、同社の正社員のほか、徴用工、女子挺身隊、学徒、大学、中学等沢山の労働者がいた。20年8月15日に終戦の放送があり、翌日から自宅待機となった。終戦後、私は学徒を代表して表彰されており、同社に勤務していたことは間違いのないため、当該期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していたA県立B商業高校の同級生11人は申立人を記憶しており、その証言から申立人が学徒動員によりC社E製作所F工場において勤務していたことが確認できる。

しかし、D社は当時の資料を保管しておらず、申立人及び当該同級生11人から、学徒動員の開始時期は昭和18年ごろから19年ごろであったとの証言は得られたが、それぞれの記憶があいまいであるため、学徒動員が開始となった時期は特定できず、事業主による厚生年金保険料（当時の名称は労働者年金保険料）の控除の有無についての証言も得られず、学徒動員に該当する厚生年金保険被保険者記録がある者は一人も確認できない。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和19年厚生省告示第50号（通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者たらざる者として指定されており、厚生年金保険の被保険

者から除外されている。

さらに、学徒勤労令（昭和 19 年 8 月 23 日勅令第 518 号）及び学徒勤労令施行規則（昭和 19 年 8 月 23 日文科、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間に係る C 社 E 製作所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。一方、当該名簿において申立期間である昭和 18 年に被保険者資格を取得している、申立人と同じ昭和 3 年度生まれの被保険者 3 人に聞き取りをしたところ、3 人は、「養成工であり、勤労働員学徒ではなかった。」と証言している。

このほか、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月21日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録では、A社に事務員として勤務していた昭和43年4月21日から同年10月1日の期間の厚生年金保険が空白となっている。途中で一度退職してまた入社したことは無く継続して勤務していた。
この期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録は、昭和43年4月20日に離職し、同年10月1日に再取得しているところ、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票の記録では昭和42年1月6日に整理番号*番として資格取得、43年4月21日に資格喪失、4月26日に健康保険証を返納し、その後同年10月1日に整理番号*番として資格取得したことが確認でき、一連の事務処理において不自然な点は見られない。

また、A社で社会保険の事務を担当していた同僚によると、同社においては、従業員の希望で社会保険に加入させていない者もあり、申立人同様に、厚生年金保険を資格喪失した後、再度資格取得している者も複数いると証言している。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか申立人の保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から39年4月1日まで
社会保険庁の記録では、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。A事業所には、昭和36年4月1日に入社して、45年3月31日まで勤務していた。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の経理担当者及び申立人のおい（申立人に終身師事し、平成14年に死亡。同事業所に昭和36年4月から45年3月まで勤務し、この間の厚生年金保険の加入記録がある。）の配偶者の証言から、申立期間において同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、申立期間には申立人の名前は見当たらない上、整理番号に欠番も無く、申立人は、昭和36年10月1日に被保険者資格を喪失し、39年4月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人から提出のあった昭和38年11月の社員旅行の写真について、氏名が判明した申立人を除く12名の厚生年金保険の記録を確認したところ、3名は同年11月には被保険者資格が無い上、12名全員が被保険者となっている期間も無いことから、A事業所では、勤務している者のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所の事業主は、同事業所と同一住所でB事業所（海上運

送業)も経営しており、A事業所及びB事業所において厚生年金保険被保険者記録のある同僚が2名いるものの、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は見当たらない上、申立期間には整理番号に欠番も無い。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料は保管されておらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できないほか、申立人も給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も曖昧である。

さらに、A事業所における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 15 年 10 月 16 日まで

私は、A社の経営者であったが、新しい事業を立ち上げたので社会保険事務所にあいさつに行った時に、当時の担当課長に一方的にA社における私の標準報酬月額を下げられた。平成 15 年の社会保険料の滞納があったことは認識しているが、申立期間の報酬月額は 30 万円から 100 万円ぐらいあり、訂正の届出に押印したことも無いので、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間については 50 万円と記録されていたが、6 年 9 月 19 日付けでさかのぼって 20 万円に引き下げられている。また、11 年 1 月 1 日から 15 年 10 月 16 日までの期間については 30 万円から 62 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（15 年 10 月 16 日）の後の同年 10 月 20 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が提出しているA社の決算書類（平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 5 月 31 日の事業年度）に申立人に係る役員報酬は 240 万円と記載されており、この報酬額は、平成 6 年 9 月 19 日に行われた訂正処理後の標準報酬月額と一致することから、当該訂正処理については、実情に合わせて標準報酬月額を変更したものと推認できる。

さらに、申立期間のうち平成 6 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 1 日については、当該期間中に随時改定によって標準報酬月額が増額されている記録

もあり、さかのぼった訂正処理が行われた形跡もみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年6月1日から11年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成15年10月20日に行われた訂正処理については、社会保険事務所が保管しているA社の滞納処分票には、同社が社会保険料を滞納している状況が確認できるところ、代表取締役である申立人が適用事業所の全喪届を提出したこと、及び滞納保険料を納付できず納付額を減額する協議を行っていることが記載されていることから、申立人は自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち平成11年1月1日から15年10月16日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 7 月ごろから 11 年 9 月ごろまで
② 平成 12 年 3 月ごろから同年 12 月ごろまで

平成 10 年 7 月ごろから 11 年 9 月ごろまでの間、A 社に勤務し、12 年 3 月ごろから同年 12 月ごろまでの間、B 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無い。両社共に、給与から保険料が控除されていたと記憶しているので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間に勤務していたと主張するが、雇用保険記録では、申立人の加入期間は平成 10 年 6 月 20 日から 11 年 2 月 24 日までであることが確認でき、また、同社が保管していた申立人の給与明細書の期間も 10 年 7 月分から 11 年 3 月分までと、雇用保険の期間とほぼ一致することから、当該期間のうち 11 年 3 月以降は同社に勤務していなかったことがうかがえる。

また、当該給与明細書からは雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人と同じく事務職であった同僚の証言から判断すると、申立人が、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の記録において、申立人の B 社における加入記録は存在せず、在籍期間の特定ができない。

また、申立人が挙げた同僚の資格取得日が入社日の約 2 年半後であることから判断すると、B 社では、入社後一定期間経過後に資格取得手続きを行っていたものと推認できる。

加えて、申立人が当時居住していたC市役所からの回答から、申立人は申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社及びB社共に、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 9 年 12 月 30 日まで
滞納している厚生年金保険料を納めることができないので、一時脱退したいと思い社会保険事務所に相談に行った際に、同所の職員から、いい方法があると言われたことははっきり覚えているが、どのように処理するのか正確な説明がなかった。また、「標準報酬月額 of 訂正は 2 年しかさかのぼれない。」と言われたにもかかわらず、私の了承を得ること無く事業主である私だけが標準報酬月額を 6 年以上もさかのぼって訂正されことは納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を当時の報酬額に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 9 年 12 月 30 日）の後の平成 10 年 12 月 15 日に申立人の標準報酬月額がさかのぼって、3 年 1 月から 6 年 10 月までは 53 万円が 8 万円に、6 年 11 月から 9 年 11 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円にそれぞれ訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、滞納している厚生年金保険料の処理について社会保険事務所の職員から明確な説明も無く申立人の承諾も無いまま標準報酬月額が訂正されたと主張しているが、その一方で、社会保険事務所に相談に行き、いい方法があると言われたと述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの

標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 6 年 9 月 30 日まで
平成 4 年 9 月 1 日から 6 年 9 月 30 日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、4 年 9 月の標準報酬月額が 20 万円に、同年 10 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が 8 万円に訂正されている。
しかし、私は A 社の代表取締役として社会保険事務所に保険料の未納についての相談はしていたが、標準報酬月額の訂正については何の説明も受けていないし、その届出も行っていない。よって従前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 4 年 9 月から 6 年 9 月までは 53 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成 6 年 9 月 30 日）の後の 6 年 10 月 6 日付けで 20 万円に引き下げられ、その後、同年 10 月 28 日付けで 4 年 10 月から 6 年 8 月までの標準報酬月額を 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時 A 社の代表取締役として同社に在籍していたことが、社会保険事務所の記録や同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所で相談し、その際に標準報酬月額の記録訂正までは認識していなかったが何らかの届出を行い、その後、保険料の督促もなくなった。」と主張していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年から33年10月まで

社会保険庁の記録では、昭和22年から33年10月までの期間について厚生年金加入記録が無いが、私は、工長又は班長と呼ばれる親方のもとの、A社B支店、同社C出張所、同社D出張所等においてダム工事に携わり、E社F支店及びG社H支店において、型枠工事、また、その他出張所・発電所においてダム工事、堰堤工事などをしてきた。当時の資料は何も残っていないが、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の工事現場（Iダム・Kダム）を記憶していることから申立期間のうちIダム、Kダムの各工事現場に携わってきたことは推測できる。

しかし、申立人が社名を挙げている各元請会社（A社B支店、J支店・E社F支店・G社H支店）によれば、当時の人事記録から、正規職員の名前は確認できるが、その中に申立人の名前は無く、各社とも工長又は班長と呼ばれる親方（下請会社）に雇用されていた者の社会保険の適用は、各親方（下請会社）に委ねられていたと回答している。

また、申立人は、工長又は班長と呼ばれる親方の名前を記憶しておらず、給与明細書を保持していないことから厚生年金保険の適用、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の各元請会社における厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

このほか、申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除に係る事実

を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 8 月 20 日まで
私は、A社に臨時雇用として昭和 30 年 12 月ごろに採用され、メッキ作業員として 31 年 8 月まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険に加入していたかもしれないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人の業務内容に関する具体的な記憶及び同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人は臨時雇用であったことを記憶しており、申立期間当時に臨時雇用で採用された複数の従業員は、「臨時雇用者は厚生年金保険に加入していなかった。成績の良い者は、ある程度の期間を経てから正社員になり、それと同時に厚生年金保険に加入した。」と証言している。

また、当時A社の人事、給与等の担当課であった勤労課に勤務していた複数の者から、「昭和 30 年は不況のため正規社員の採用は行わず、臨時採用を行っていた。臨時の期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立期間にメッキ作業員として臨時採用されたとしている同僚の厚生年金保険資格取得日は昭和 32 年 5 月 1 日となっており、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 9 月 18 日まで
② 昭和 17 年 9 月 18 日から 19 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、昭和 12 年 2 月に A 社に入社して、当初は営業部門に勤務していたが、17 年当時は工場に勤務しており、労働者年金保険制度の発足が職場で話題になっており、いよいよ来月から保険料が集金されるのだと認識したことを覚えている。

その後、空白期間も無く転職した、B 社でも労働者年金保険に継続して加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に健康保険加入記録（昭和 16 年 10 月 1 日から 17 年 9 月 18 日まで）があり、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の適用事業所になって、健康保険労働者年金保険被保険者名簿の「労働者年金保険の記号番号欄」に労働者年金保険被保険者には年金番号が付番されているが、申立人の欄には付番されていない。

また、申立期間①の当時、申立人は当該事業所の工場に勤務していたと供述しているが、入社当初は営業職として事務所に勤務していたことから、労働者年金保険法が適用される、鉱工業等の事業所に勤務する「男子筋肉

労働者」に該当せず、労働者年金保険に加入することができなかったものと思われる。

申立期間②について、申立人はB社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に健康保険加入記録（昭和17年12月30日から19年8月1日まで）があり、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、健康保険労働者年金保険被保険者名簿の申立人の「労働者年金保険の記号番号欄」に年金番号が付番されておらず、労働者年金保険に加入する必要が無い旨が明記されている。

また、申立期間②の当時、申立人は当該事業所で営業部員のアシスタントとして、得意先との連絡、資材調達、製品納入、支払等の業務に従事していたと供述していることから、労働者年金保険が適用される労働者ではなかったと判断できる。

このほか、申立期間①②とも、申立人が労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月20日から28年2月中旬まで
私は、定時制高等学校に通いながら、昭和24年7月21日から高等学校卒業前の28年2月中旬に就職が決まるまでA社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人の弟及び同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録では、昭和24年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、28年4月1日に再び適用事業所となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する被保険者名簿に記録のある同僚は死亡や所在不明のため、申立期間に係る証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 2 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 5 月 20 日まで
昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 2 日まで A 社 B 出張所で、41 年 12 月 1 日から 44 年 5 月 20 日までは C 社で勤務していたが厚生年金保険の記録が無いと回答があった。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「船のタンク内での、突起物の除去、サンダーでの研磨などの清掃、船底の貝取りの下働きの仕事だった。」と詳細に記憶していることから A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、従業員について、女の人も含めて 40 人ぐらいたと述べているが、A 社 B 出張所の被保険者名簿をみると、25 名の被保険者しか記録されておらず、同出張所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていない状況がみられる。

さらに、A 社 B 出張所の同僚は、「D という姓の者がいたことは覚えている。申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。当時は、給料が良いところがあるとすぐに職場を替わっていたから。」と証言している。

加えて、事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、C 社 D 氏の名義で表彰状を受賞していることから申立期間②の当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、同僚は、「申立人は、一時期、正社員であったがその後、請負になった。請負になると厚生年金保険料は控除されていなかった。また、請負でも社員とみなしていたから慰安旅行、表彰などは同じだった。」と証言している。

さらに、他の同僚は、「申立人は請負だった。請負については厚生年金保険料は控除されていなかった。私も請負の時期があり、その間は、厚生年金保険料を控除されていない。」と証言している。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者名簿で申立期間について確認してみても、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 2 月まで

社会保険庁の記録では、B事業所に勤務した昭和 46 年 4 月から 48 年 2 月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。給与から保険料が控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、事業主及び同僚 1 名は、申立期間において、「B事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、他の同僚 1 名は「自分が同事業所で厚生年金保険に加入しているのは昭和 49 年 3 月からであり、これ以前に給与から厚生年金保険料を控除されたことはない。」と証言していることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、事業主が、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、A社では申立期間当時の給与台帳等の関係資料を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等を保管していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 27 日から 48 年 1 月 21 日まで
私は、新聞広告を見て昭和 47 年 12 月 27 日に、A社B支店に入社した。

ミシンの修理をするつもりであったが、営業の仕事が主で話が違ふと思ひ1か月ほどで転職した。

しかし、社会保険事務所の記録では、この期間が抜けているので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は入退社の状況及び業務内容について明確に記憶しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の人事担当者は、「雇用契約を結んだ正社員である内勤者及び集金人については名簿が残っているが、申立人については名簿に名前は見当たらない。確認できる資料は無いものの、申立人は委任契約販売員であったと思われ、申立期間当時については、委任契約販売員は外交員報酬制であり、社会保険への加入対象ではなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間に雇用保険の加入記録も無い。

さらに、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所としての届出は無く、その上部組織であったC支店の社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 16 日から 36 年 12 月 31 日まで
60 歳のとき、年金受給の手続きのため A 社会保険事務所へ行ったところ、昭和 31 年 4 月 16 日から 36 年 12 月 31 日まで B 市教育委員会で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。

申立期間は、まず B 市職員として入庁し、その後、配置転換で B 市教育委員会の職員として勤務していたが、その記録が無いというのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする、B 市教育委員会は、社会保険庁の記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B 市教育委員会総務課及び同市役所人事課に文書照会を行ったところ、地方公務員等共済組合は、昭和 37 年 12 月に発足しており、それ以前については B 市の条例により、15 年以上の在職がないと年金としては支給されない制度であり、昭和 31 年から 36 年に勤務した職員については、年金制度に加入はしていないと回答している。

さらに、申立期間に係る給与明細書、源泉徴収票等、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料や周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月1日から58年8月1日まで
② 昭和63年4月1日から同年9月1日まで

申立期間①について、私は、昭和57年11月1日にA社B工場に転勤となり、転勤後の給与月額は転勤前の額を確保されるはずであった。社会保険庁の標準報酬月額の記録をみると、転勤後の同年11月と転勤前の同年10月では10万円少なくなっており、納得がいかない。

申立期間②について、私は、昭和63年4月1日にC社に転勤となったが、この時の標準報酬月額が申立期間①と同様、転勤前の同年3月より12万円少なくなっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の保管する給与明細書から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金基金の加入員資格取得届に記載されている標準報酬月額及び厚生年金基金掛金の控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁が管理している申立人に係る標準報酬月額と一致している。

申立期間②について、C社が保管する厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額は、社会保険庁が記録している申立人に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

なお、A社及びC社は、「申立期間当時の被保険者資格取得時の標準報酬月額には時間外勤務手当を含めなかった。」と証言しており、このことが、申立期間の標準報酬月額が、転勤前の標準報酬月額を下回った理由の

一つであることがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 25 日から 34 年 1 月 13 日まで
社会保険庁の記録では、A事業所に勤務した昭和 29 年 5 月 24 日から 34 年 1 月 13 日までの期間のうち 30 年 3 月 25 日から 34 年 1 月 13 日までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、途中で退職することはなかったので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 3 月 25 日から 34 年 1 月 13 日までA事業所に勤務していたと主張している。

しかし、申立人の同僚は、「申立人がA事業所に勤務していたことは覚えている。確かB氏の下で働いていた。昭和 30 年 3 月に会社の経営状態が悪くなったから退職したと思う。申立人はB氏と同じ日に退職したのではないか。」と述べているところ、B氏も申立人と同じ 30 年 3 月 25 日に資格を喪失している。

また、A事業所は申立期間中の昭和 30 年 10 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

さらに、申立期間中の昭和 32 年 4 月 1 日にA事業所は再度厚生年金保険の適用事業所となっているが、その当時A事業所に勤務していた前記同僚が、「申立人とはこの当時は、一緒に勤務していなかった。」と述べている。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から39年5月1日まで
社会保険庁の記録によると、昭和37年5月から39年4月までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、A社がオープンした37年5月から1階フロアのネクタイ売場でB社のネクタイを売っていた。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する被保険者名簿から同僚に照会をしたところ、複数の者から、「当時、デパートでネクタイ販売をしていた者は、正社員のほか、パートや派遣社員がいた。申立人のことは記憶していないが、当時A社の販売員は派遣社員が主であったような記憶がある。」旨の証言があった。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。